

## テニ八伝受とテニ八の秘伝

小 高 道 子

古今伝受が御所に入り、御所伝受としてその体系を整えたとき、古今伝受の前に相伝すべき一課程としてニ八伝受が加わった<sup>1)</sup>。テニ八秘伝については、様々な視点からの共同研究『テニ八秘伝の研究』（テニ八秘伝研究会編 平成十五年二月 勉誠出版）がある。浅田徹氏は「本書のねらい」でテニ八伝書について次のように言う。

以上述べてきたようなテニ八伝書は、現在の目から見れば体系性も理論性も低く、実作上の注意とないまぜになった諸事項が思いつくままに列挙された上で、「これこそ歌道の最高の秘伝である」などと大げさなことが書いてあるので、読む方としては付いて行きかねる思いもある。

「これこそ歌道の最高の秘伝である」などと大げさなことが書いてある」ということから浅田氏は歌道における秘伝書を念頭においていると推測出来る。和歌においてもテニ八は重要であるから、詠歌指導や解釈の指導の際にテニ八に触れることは多い。こうした師説を書き記した書はすべて「伝書」ではあるが、例えば『耳底記』のように詠

歌指導の折に触れて語られた秘伝は「体系性も理論性も低く、実作上の注意とないまぜになった諸事項が思いつくままに列挙され」ているが、「これこそ歌道の最高の秘伝である」などと大げさなこと<sup>2)</sup>は書いていない。逆にテニ八伝受として相伝する時の秘伝書は、「実作上の注意とないまぜになった諸事項が思いつくままに列挙される」のではなく、テニ八の大意を伝えられるように、それなりに体系だつて記されている。両者は区別する必要がある。

本稿ではテニ八伝受として相伝された秘伝書ではなく「体系性も理論性も低く、実作上の注意とないまぜになった諸事項が思いつくままに列挙された」テニ八の秘伝について検討を加えたい。

### 一 古今伝受とテニ八秘伝

和歌におけるテニ八について、浅田氏は次のように言う（同前）。

和歌では古典語に不慣れな一般歌人に対する文語の指導が行われる過程で、注意すべきテニ八が学習項目として固まつて行った

かのような。室町期の一般歌人の和歌を師匠が添削した物がある程度残されているが、例えば十市遠忠の詠草に対する三条西実隆の指導などにはすでにいくらかマニユアライズされたテ二八の教授が認められる。歌人の多くは連歌をも嗜んだから、連歌論からの影響も当然あつたであらう。

歌道におけるテ二八についての指導は古今伝受の時にも行われたことが『耳底記』に記されている。<sup>2)</sup>

一 哉と申すに三あり。三光院殿古今御伝授のとき仰せられてきかせられたり。一には中の哉、二にはかへる哉、三にはふきながす哉也。かへる哉に面白き歌あるものなり。かしこまる——中の哉なり。君が代に——かへる哉なり。さくらさく——ふきながす哉也。あまねく人の知らぬ事也（慶長三年八月四日）。

『耳底記』は、細川幽斎が述べたことを烏丸光広が記した書である。そのため、この記事も幽斎が三光院三条西実枝から古今伝受を受けた時に聞いた「あまねく人の知らぬ事」と推定できる。すると「古典語に不慣れた一般歌人に対する文語の指導」とはいえない。実枝から幽斎への古今伝受においては、誓状を提出した後、『古今和歌集』の講釈が行われた。その時に、和歌の解釈を伝えるために、和歌の解釈に即してテ二八の指導も行われたのであろう。「歌人の多くは連歌をも嗜んだ」としても、宗祇の門弟第一として古今伝受をつけた三条西実隆の古今伝受を継承した三条西実枝にとって、古今伝受は「嗜ん」で

いた連歌よりは重要であつたらう。その最も重要な歌道秘伝である古今伝受を幽斎に相伝する時に、どのような「連歌論からの影響」が「当然あつた」のであろうか。

古今伝受は、歌人に限らず連歌師も伝受していた。中庄新川家には肖柏からの道統を継承する『古今和歌集』の講釈聞書が二紙伝わる。<sup>3)</sup>そこで講釈された内容は、一子相伝で門弟を選んで継承された三条西家の古今伝受とは異なる。肖柏に伝えられた古今伝受は、多くの連歌師たちに相伝された。そしてその内容の多くは、『古今和歌集』の和歌で使われているテ二八の解説であつた。新川家に伝わる聞書と『兩度聞書』とを比較すると、連歌師への講釈と、歌人への講釈とは、その内容が大きく異なつていことがわかる。<sup>4)</sup>連歌師は、古今伝受における『古今和歌集』講釈の中で、テ二八を指導していたのであろう。歌人と連歌師では、古今伝受の内容が異なつていたのである。このことは、宗祇を直接継承する三流の古今切紙でも、肖柏に相伝された切紙には「ほのぼのと」の和歌など、歌道では重要な切紙が見られないことからもうかがえる。<sup>5)</sup>和歌の解釈の指導を通して行われるこうしたテ二八指導は、テ二八の使い方をまとめて相伝するテ二八伝受とは分けて考える必要があるであらう。

## 二一 てにをはの事は天下のてにをはなれば

テ二八の位置付について根上剛士氏は「テ二八秘伝研究の課題」（前掲書）の中で次のように言う。

一 いわゆる姉小路式の一類は、テ二八の説として公家の家に伝えられ、伝統的な「家の学」として成立した論の代表的なテ二八書である。この歌学との関係については、すでに国文学史の分野での指摘があるが、歌道・歌学の中で「や」「こそ」などの用法を説くことからの当然の帰結である。その例として、中院家のテ二八の説を記す『歌道秘事口伝之事』にあるテ二八に関する条々の初めを挙げる。(中略) さらに、テ二八に関する部分の最終の条は次のようである。

一、てにをはの事は天下のてにをはなれば、家々の好士たち、まちまちに書をかれしなり。是は良忍親王と中院前内府の亡父素然と御物語の事を通茂が宮仕の比なれば、聞置し事ども不残書集し也。

ここに言う「てにをはの事は天下のてにをはなれば」ということは、公家の家の学問即ち「家の学」はそれぞれの権威または伝承の中でまもられていくものであるが、言葉、特に「てにをは」は誰でも論じることが可能であると考えていたことを示している。この考えは全く正しいものであり、ここに、家々におけるテ二八説がそれぞれに存することになる理由をよく述べている。

「てにをはの事は天下のてにをはなれば家々の好士たち、まちまちに書をかれしなり」ということが、どうして「公家の家の学問即ち「家の学」はそれぞれの権威または伝承の中でまもられていくものであるが、言葉、特に「てにをは」は誰でも論じることが可能であると考えていたことを示している」といえるのであろうか。「それぞれの権威

または伝承の中でまもられていくものである」「公家の家の学問即ち「家の学」と、テ二八説とは別なものであるうか。「天下のてにをは」というのは「家の学」にこだわらずに「誰でも論じることが可能である」ことを示しているのであろうか。

『耳底記』にはテ二八について「てにをはの違とは、義理の違をいふや」という問に対して「公界もの」という表現が用いられている。

答、いはぬなり。義理は義理なり。此の次に云、てにはは公界ものなり。(中略)

或る人、二条のたこやくしをとほりぎまに、上へやゆくべし、下へやゆくべしと云うたるを連歌するものが聞いて、上へなりとも下へなりともゆきたきやうにおしやれ、さりながら、てにはは公界ものぢやほどになほいて御とほりあれといふなり。問答終(慶長三年九月十一日)

「てにはは公界ものぢや」は、根上氏が引用された「天下のてにをは」と同義であろう。いずれも根上氏の言うように「誰でも論じることが可能である」という公開の意味ではなく、「私」に対する「公」の意味であると推測出来る。だからこそ『耳底記』では、「二条のたこやくしを」上に行こうが下に行こうが、それは私事であるから「上へなりとも下へなりともゆきたきやうにおしやれ」とした上で、ただし「てにはは公界もの」すなわち「公」のものであるから「なほいて御とほりあれ」と語ったのであろう。「公界もの」であるテ二八は正しく使うべきである。それゆえ「上へやゆくべき、下へやゆくべき」と

直してから「御とほりあれ」と言ったのであろう。

「家々における」「説がそれぞれに存する」のは「誰でも論じることが可能である」からとは限らない。三条西実枝が細川幽斎に与えた古今伝受の切紙<sup>6</sup>にも「家々之儀区也（中略）当流二八」（「御賀玉木」）、「あまたの説あり（中略）是八」（「賀和嫁」）、「家々種々ノ説々有之、口伝二八」（「嬬名負鳥」）と諸説がある事を示した上で「当流」の説を示す事が行なわれている。

すると『歌道秘事口伝之事』に見られる一文は、テ二八は公ごとであるので、それについては「家々」でそれぞれに書きおかれている。その中で、ここに記すのは「良恕親王と中院前内府の亡父素然と御物語の事を通茂が宮仕の比なれば、聞置し事ども不残書集し」というのであろう。良恕法親王は後陽成天皇の弟で、後陽成天皇の源氏物語講釈を聴いている。また素然中院通勝は、幽斎から古今伝受を受け、三条西家の古典学を継承した古典学者である。根上氏が引用された「歌道秘事口伝之事」にある「テ二八に関する部分の最終の条」は、ここに記したテ二八の説が、良恕法親王や中院通勝の説を聞きした道統の正しい説であることを書き記したものと見えよう。

### 三 連歌伝受とテ二八

和歌において古今伝受が重視されたのと同様に、連歌にも連歌伝受があったことが知られている。連歌のテ二八について浅田氏は次のように記す（前掲書「本書のねらい」）。

連歌でテ二八が問題になるのは、「発句は切れ字を含まなくてはならない」「第三の句は「て」と留めなくてはならない」などテ二八に関するしきたりがあったのと、次々に付けて行く前句と付け句との関係を記述する必要があったとの理由による。

ここで浅田氏が指摘する「理由」は、連歌のみに適用されるテ二八についての「問題」と見えよう。「発句は切れ字を含まなくてはならない」「第三の句は「て」と留めなくてはならない」というのは、いずれも発句あるいは連歌を詠むための「テ二八に関するしきたり」であり、和歌を詠む時に「大まはし」「十八切れ字」といった秘伝が必要であった理由は説明されていない。「次々に付けて行く前句と付け句との関係を記述する必要」も、和歌を詠む時に必要だった理由は不明である。これらはテ二八秘伝と言つよりはむしろ、連歌秘伝というべきものであろう。

浅田氏は、「詩歌の「てにをは」が」「秘伝化したのは連歌の世界においてであった」とされる（同前）。

詩歌の「てにをは」（本書では以下「テ二八」と呼ぶ、以下略）がはじめて意識されたのは和歌の世界であり、『新古今集』の時代にはすでにテ二八に注目した和歌批評が見られる（順徳院『八雲御抄』）。しかしそれが秘伝化したのは連歌の世界においてであった。

だが、ここで言う「秘伝化」したのは、連歌秘伝であり、和歌の世

界で行われるテニ八秘伝とは別なものであったといえよう。

陽明文庫には近衛信尹自筆の連歌伝書二書が伝わる。それぞれ「発句てには等秘決」と「てには抜書秘決」表紙に直書されている。これらの書については別稿に譲るが、発句を詠むためのテニ八は、「発句てには等秘決」に記されている。テニ八の秘伝書ではあるが、連歌のための秘伝書といえよう。この二冊は近衛家久に継承されて、享保四年には連歌師猪苗代兼竹に相伝されている。浅田氏は「江戸時代には連歌は衰退するが、これらの秘伝は俳諧師たちに受け継がれ、俳諧伝書として利用されるようになる」（同前）とされるが、近衛家においては信尹が信尋に伝えた連歌伝書が少なくとも享保までは「連歌伝書」として継承され、連歌師に伝えられたことが明らかである。浅田氏のいう「江戸時代に」「連歌が「衰退」し、「俳諧師たちに受け継がれ、俳諧伝書として利用されるようになる」秘伝書はどのようなものであるのか。また、近衛家で継承された秘伝書と、どのような関係にあるのであろうか。連歌伝書の内容については稿を改めて検討したい。

#### 注

- (1) 上野洋三氏「近世宮廷の和歌訓練——『万治御点』を読む」（一九九九年 臨川書店）には、御所伝受がテニ八伝受などを加えた総合的な和歌秘伝としての体系づけられた過程が示されている。
- (2) 引用は日本歌学大系による。
- (3) 小高「中庄新川家蔵『伝受次第』と新川家の古今伝受」（『調査研究報告』三八号 二〇一八年）
- (4) 「堺伝受における『古今和歌集』講釈」（『中京大学文学会論叢』二〇一七年）。なお、『耳底記』には宗長が古今伝受を受けた記事が見ら

れる。

宗長は古今伝授したれども、あまり念をいれなんだなり。我は連歌師にてこそあれ、道をつたへてなにすべき事にもあらず、連歌のつけあぢだによくばというて、あまりかまはなんだとなり（慶長六年十一月三十日）。

- (5) 三流の古今切紙については「宗祇を継承する三流の古今切紙」（『中京大学国際教養学部論叢』二〇一七・一〇）で検討を加えた。
- (6) 引用は『古今切紙集』（一九八三年 臨川書店）による。
- (7) 連歌師の古今伝受については改めて検討する必要がある。なお、『耳底記』に見られるテニ八秘伝については稿を改めて検討したい。

#### 付記

資料の閲覧を御許可下さいました陽明文庫及び文庫長名和修氏、中庄新川家に感謝申し上げます。